

古物商のみなさんへ

重要

手続きが必要です！

古物営業法が一部改正されました。

現在、古物商(古物市場主)の許可を受けている方は、
平成30年10月24日から政令で定める日までの間
(政令で定める日は、同年4月24日から2年を
超えない期間で定める)

に、主たる営業所(営業所が1つの場合は当該営業所)を管轄する警察署に

「主たる営業所等届出書」

を提出する必要があります。

届出をしないまま政令で定める日を経過してしまうと、新たに古物商(古物市場主)の許可を申請して取得しなければなりません。

また、届出後、届出事項に変更が出た場合は再度の届出が必要となります。



引き続き古物商を営む場合は、必ず届出をしなければなりません。

忘れずに手続きをお願いします。

不明な点は、警察本部、警察署にお問い合わせください。